

仕様書

第1 件名

「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」実施委託

第2 目的

東京を代表する観光資源を有する墨田区・台東区・江東区は、スカイツリー社を加えて、「東京スカイツリー・下町文化創成協議会」を組織し国内各地でプロモーションを実施してきた。

しかし、これまでは各区の観光資源をそれぞれが紹介することに留まっており、「EAST TOKYO」としての観光ブランドイメージや3区が連携したまち歩き観光コースや旅行商品には至っていない。

そこで本事業で、「EAST TOKYO」としての観光ブランド化を企画、それに基づく観光商品の造成、モニターツアーの実施を行う。

なお、本事業は、一般社団法人墨田区観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年2月28日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVBという」）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～9月	まち歩きコース・旅行商品の企画検討
9月～	モニターツアーの企画・広報
10月頃	モニターツアーの実施
11月～12月	効果の検証 ホームページ・MAPの作成
1月～2月	運営体制の検討・次年度継続性の課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 検討協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び墨田区観光協会関係者からなる EAST TOKYO 検討協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、本事業の効果的な実施方法等について検討会を開催すること。なお、検討協議会は、8月に発足し、5回程度開催するほか、必要に応じて観光コースの関係者による調整会議を開催する予定である。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 EAST TOKYO の観光ブランド化の企画・提案

- (1) 3区が有する多くの観光資源を活かしながら、「EAST TOKYO」とは何か旅行者に解りやすいものとなるよう企画・提案する。
- (2) 検討した観光ブランドイメージに基づき、まち歩きや旅行商品テーマ・コンセプトなどを企画・提案する。
- (3) プロモーションなどで必要となる「EAST TOKYO」のロゴマークの企画・提案を行う。

3 EAST TOKYO まち歩き観光コースおよび商品づくり

- (1) EAST TOKYO のブランドコンセプトと墨田区・台東区・江東区の観光資源に沿って、テーマごとのまち歩き観光コースや旅行商品を企画する。
- (2) コースは3～5コースを企画。観光資源や観光スポットを組み込むだけでなく、隅田川の舟運も取り込むこと。
- (3) 日帰りのコースに加え、滞在時間を長くするために、宿泊施設を含めた旅行商品も造成する。

観光コースイメージ

- ① 江戸・下町の風情を感じるまち歩き
EAST TOKYO 内の江戸の歴史や下町の雰囲気を感じる観光地を巡るコース。
ターゲットは東京を初めて訪れる外国人観光客など。
- ② 隅田川で巡る江戸の風情
3区をつなぐシンボルでもある隅田川の風情を感じてもらいながら、EAST TOKYO を巡るコース。
ターゲットは東京および3区のリピーターなど。
- ③ 江戸のアート・文化を感じるまち歩き
3区内にある美術館・博物館を共通パスポート等でつなぎ3区を巡ってもらいながらアートや東京の歴史、ものづくり文化などに触れる。歴史的な建造物を改築した趣あるカフェやものづくり文化にふれることのできる店舗もコースに組み込む。
ターゲットは若年世代。

4 モニターツアーの企画・実施

造成したまち歩き観光コースおよび旅行商品の磨き上げを行うため、モニターツアーを実施すること。

- (1) ツアー実施に際しては以下の点に留意すること。
 - ① 実施時期は、平成29年10月（予定）とし、日帰りまたは1泊2日で実施。
 - ② コースは 徒歩による3コースに分け、各コース10名～15名を目安に合計60名程度を想定。
 - ③ 参加者は、3区をあまり知らない都民、他地域からの訪問者、都内にいる留学生等を想定する。
 - ④ コースごとの仮マップを作成すること。
 - ⑤ 外国人や留学生が参加することを考慮し、英語等の案内・説明を行うこと。

- ⑥ モニターツアーの実施にあたっては、モニターツアー参加者を補償する傷害保険等
に加入すること。
- ⑦ ツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1（千円未
満端数は、原則、切上）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業
受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引い
た金額未満とすること。

（2）モニターツアーの広報 PR

本地域の魅力を継続的に発信するとともに、パンフレット、ウェブサイトを作成し、広く事業
の周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが外国人留学生も意識し、必要な多言語化を行うと
ともに、モニターツアー参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

（3）モニターツアーの検証と磨き上げ

モニターツアー参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行う
こと。

効果分析結果を踏まえ、本事業を継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及
び検討協議会にフィードバックすること。

5 EAST TOKYO のプロモーションツールの作成と情報発信

EAST TOKYO を広く PR するためのプロモーションツールを作成すること。

- ① 観光資源やまち歩きコースを記載した MAP
- ② EAST TOKYO のホームページを作成すること。
外国人旅行者に向けた多言語対応、動画の掲載、3区および観光協会との連動など
- ③ 3区の事業者・関係者が気軽に投稿し、情報発信できるよう Facebook や Instagram
などを活用すること。

6 EAST TOKYO の運営体制づくり

観光ブランドの検討、まち歩きコースや旅行商品造成、モニターツアーの実施、情報発信など
を通じて、協議会運営体制づくりへの企画・提案等、協力を行う。

7 「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」のツールブックの作成

1 から 6 における検証を通じて整理された商品造成等への課題を解決若しくは軽減するために、
受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツ
ールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 70.5kg（総合評価値 80 以上）
-----	--

	(本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立: くるみ表紙、無線とじ その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正: 2 回以上 R マーク: 原則として、再生紙使用マーク (R マーク) を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙: 再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ: 東京都グリーン購入ガイド 2016 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

8 報告書類の提出

受託者は、1 から 7 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については都と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要 (件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的)、
事業内容 (基本的に委託内容の項目と一致)、事業スケジュール、事業運営体制 (チャート図等)

2 観光ブランド化について

3 モニターツアーについて

4 プロモーションツールの作成と情報発信について

5 運営体制づくりについて

6 実施結果

5 事業の成果

7 今後の課題

8 今後の展開

9 参考資料 (会議議事録等)

規 格	大きさ: A 4 色 : 4 色カラー刷り 使用材料: (表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立: くるみ表紙、無線とじ その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項 7 「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」のツールブック (仮)」の「その他」右欄に同じ

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色 ：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項 7 「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」の「その他」右欄に同じ

第 7 納入物件

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」ツールブック | 10部 |
| 4 1 及び 2 の電子データ（DVD－R 等） | 2部 |
| 5 3 の電子データ（DVD－R 等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第 8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - （1）本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - （2）本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - （3）TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - （4）調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - （5）調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。

- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 2 月までの間、毎月 1 回以上、TCVB に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVB と協議すること。
なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第 9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第 10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で

速やかに実施すること。

- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団地域振興部事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階
電話（直通）03-5579-2682